平成２６年（フ）第１６５５号
神奈川県藤沢市片瀬海岸２丁目13番１―303号
債務者　和田　健一
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６７４号
横浜市港南区日野８丁目19番12―206号
債務者　室伏　和也
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７２０号
横浜市保土ケ谷区権太坂３丁目15番15号
債務者　川合　秀樹
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７３６号
横浜市鶴見区東寺尾中台37番21号　ハイツテラオ201（住民票上の住所）
債務者　直井　志津
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５４５号
静岡県藤枝市南駿河台２丁目８番14号　ファミール駿河202号
債務者　市川　征寛
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４６７号
栃木県足利市小俣町505番地２　メゾンセントポーリアＡ―202
債務者　藤原　好一
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４６８号
栃木県足利市小俣町505番地２　メゾンセントポーリアＡ―202
債務者　藤原　訓子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４８０号
栃木県宇都宮市大曽４丁目10番４号　リリーレッツ206、前住所栃木県栃木市平井町566番地17　コーポサクセス203
債務者　野原　玲子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４８８号
栃木県栃木市大宮町2832番地４　グレースたまの木Ｂ202、前住所栃木県宇都宮市錦２丁目２番１号　インシャーアラーハイツ１号室
債務者　阿部　優祐
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１１１３７号
東京都板橋区富士見町26―10―501
債務者　黒谷　正義
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１１３８号
東京都板橋区富士見町26―10―501
債務者　黒谷　忠子
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１１４３号
東京都千代田区岩本町２丁目15―８　さくら岩本町ハウス
債務者　新井千代松
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１１４４号
東京都練馬区東大泉６丁目38―１―206
債務者　佐々木悠二
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１１５１号
東京都町田市中町２丁目５―17―220
債務者　堀口　優太（旧姓小菅）
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部